

令和5年度消費者行政関連事業調査票②（令和5年度実施予定事業）

重点施策	施策の方向	区分	取組内容	令和5年度事業名等	令和5年度事業概要	調査対象課等
消費生活の安全・安心の確保	商品・サービスの安全・安心の確保	食品等の安全性の確保	新鮮で安全な農畜産物や農産加工品を消費者に届けます。	食育・地産地消推進事業 ・学校給食における地産地消推進事業 ・食農教育事業（学校給食お話し会） ・市内農産物PR事業（イベントや広報紙を利用） ・地産地消の店認定事業	・米粉や里芋、じゃがいも、にんじんなどの学校給食での利用促進 ・農畜産物フェスティバル、学校給食お話し会など生産者との交流を通じた啓発、リーフレットや広報紙を用いた啓発 ・地産地消費者交流会で、市産農産物やそれに係る施策をPR ・地元の農畜産物を活用した飲食店・宿泊施設の認定事業	農政課
			食品営業施設への監視指導等を通して、施設の衛生水準の向上を図るとともに、市内に流通する食品等の検査をし安全性を確認するなど、食の安全の確保を推進します。	営業施設の許可・届出受理、立入検査、監視指導、衛生講習会、食品の安全性の確認の実施	食品営業許可施設において、HACCPに沿った衛生管理が適正に行われるよう監視指導を実施する。また、毎年、食中毒（疑いを含む）が発生していることから、食中毒の原因に応じた予防対策を行う。	生活衛生課
			学校給食の放射性物質検査結果を公表し、より安心・安全な学校給食の提供に努めます。	学校給食の放射性物質検査の実施と公表	学校給食の放射性物質検査を実施し、安全性の確認を行うとともに、結果について山形市のHPで公表し、より安全・安心な学校給食の提供に努める。	学校給食センター
			消費者の安心のため、水道水の水質検査結果を公表します。	水道水の水質検査と公表	水道法の規定に基づき、水質検査結果を上下水道部H.P.等で公表する。	上下水) 水運用センター
	住まいの安全性の確保	住まいの安心確保のための相談窓口を設置し、住宅の耐震化の推進と質の向上を図ります。また、トラブルの際は、専門相談窓口の紹介を行います。	・住宅リフォーム総合支援事業 ・ 県市補助 ・ 市補助 ・ ブロック塀等撤去補助 ・ 木造住宅耐震診断事業 ・ 木造住宅耐震改修事業 ・ 高齢者減災アドバイス	・ 市民の居住環境の質の向上を図る補助 ・ 木造住宅の地震対策を支援する補助 ・ 高齢者宅を訪問し、住まいの耐震化や減災アドバイスをを行う。	建築指導課	
			上下水道設備工事のトラブル関係について情報提供を行います。	上下水道設備工事のトラブル関係の注意喚起及び周知	上下水道設備工事のトラブル関係について、HP等で注意喚起及び周知を行う。	上下水) 業務課
	消費者・マスメディアに対する情報提供	市民向けの健康づくり講座においては、正しい情報の提供に努めていきます。	健康づくり推進対策事業（市民に対する正しい情報の提供）	健康づくり推進事業に関する講座・展示の中で、消費生活の安心・安全に関わる正しい情報を提供していきます。また、広報やまがた、公民館報、ホームページ、各種チラシ等で市民向けの情報提供に努めていきます。	健康増進課	
	適切な表示及び適正な計量の推進	事業者に対する適切な表示の指導	適切な食品表示の指導を行います。	<生活衛生課> 監視指導、適正表示講習会、相談の実施 <健康増進課> ・食品の栄養成分表示、虚偽誇大表示の禁止等の指導	<生活衛生課> 食品表示法に基づき、食品等事業者が適正な食品の表示をするよう監視指導を実施する。アレルギーや期限表示の誤りなど、不適切な食品表示の事例が発生した場合は、必要な対策を講じる。 <健康増進課> ・食品関連事業者等へ食品の栄養成分表示や虚偽誇大表示に対する指導・助言を実施します。	生活衛生課 健康増進課

令和5年度消費者行政関連事業調査票②（令和5年度実施予定事業）

重点施策	施策の方向	区分	取組内容	令和5年度事業名等	令和5年度事業概要	調査対象課等
	個人情報保護施策の推進	市民に対する支援	個人情報に関する市民の権利を保障するため、市が保有している個人情報について、本人が開示・訂正・利用停止の各請求をした場合の受付・処理を行います。	なし	なし	市民相談課
消費者教育の推進	消費者教育の推進	学校における消費者教育の充実	学習指導要領に基づき、小・中学校で社会科、家庭科、技術・家庭科等において行われている消費者教育と連携しながら、今後も推進を図ります。	各学校の主体的な教育活動への指導・支援（要請訪問・計画訪問）	各校の計画訪問や校内授業研究会の折に、消費者教育に関連する社会科や家庭科（中学校では技術・家庭科）において、子ども達が自立した消費者としての資質・能力を身に付ける教育が行われるように、指導主事が学習指導要領に基づいて指導・支援する。	学校教育課
		地域における消費者教育の充実	消費者自ら考え積極的に行動し得る能力を高め、消費者の自立を支援するため、消費者教育を推進します。	公民館事業	公民館が実施する事業において、消費生活センターの講師派遣等を活用し、消費生活に関するトラブルやその対策などについての学習講座を実施する。 【令和5年度事業計画】 ①南部公民館 南部オトナのお気軽教室における金融講座	社会教育青少年課
		健康栄養講座等において、消費者を取り巻く食の環境や食品衛生に関する教育を実施します。	食育事業 食生活改善推進員養成・育成事業等	健康栄養講座等において、消費者を取り巻く食の環境や食品衛生に関する教育を実施していきます。	健康増進課	
	消費者教育の機会拡充	消費者教育の機会拡充	学習指導要領に基づき、小・中学校で社会科、家庭科、技術・家庭科等の授業において、児童生徒が自らの消費生活について家族と話し合ったり、適切な消費行動をとるために計画を立てて家庭で実践したりする機会を設定しています。情報提供など、今後連携の強化を図ります。	各学校の主体的な教育活動への指導・支援（要請訪問・計画訪問）	各校の計画訪問や校内授業研究会の折に、消費者教育に関連する社会科や家庭科（中学校では技術・家庭科）において、子ども達が自立した消費者としての資質・能力を身に付ける教育が行われるように、指導主事が学習指導要領に基づいて指導・支援する。	学校教育課
消費者被害の未然防止・拡大防止	消費者被害の未然防止・拡大防止	効果的な広報・啓発活動、情報提供等	消費生活センターの依頼に基づき、消費者契約や悪質商法に関して苦情の多い事例等について、各公民館が毎月発行する公民館報及び電子館報に注意を促す啓発記事を掲載し、市民への周知を図ります。	公民館報 電子館報（山形市ホームページ）	消費生活センターの依頼に基づき、消費者契約や悪質商法に関して苦情の多い事例等について、各公民館が毎月発行する公民館報及び電子館報に注意を促す啓発記事を掲載する。	社会教育青少年課
	高齢者や障がい者の消費者被害の防止	高齢者や障がい者を見守るネットワークの活用	地域包括支援センター、相談支援センター及び介護・障がいサービス事業所等が相談などを通じて消費者被害情報を把握するとともに、消費生活センターと連携して消費者被害防止に努めます。	<長寿支援課> 包括的支援事業（権利擁護業務） <障がい福祉課> 山形市相談支援事業 <指導監査課> なし	<長寿支援課> 地域包括支援センターの地域ネットワークを通じて消費者被害情報を把握するとともに関係機関との連携や、高齢者総合相談業務を通して、消費者被害の防止に努める。 <障がい福祉課> 情報提供や助言のほか、障がい者等からの相談に応じる。 <指導監査課> なし	長寿支援課 障がい福祉課 指導監査課

令和5年度消費者行政関連事業調査票②（令和5年度実施予定事業）

重点 施策	施策の 方向	区分	取組内容	令和5年度 事業名等	令和5年度 事業概要	調査対象課 等
			高齢者や障がい者の消費者トラブルの未然防止・拡大防止を図るため、社会福祉協議会や民生委員児童委員連合会等の福祉部門、防犯協会等の防犯部門及び消費生活センター等の消費生活部門の間に、山形市高齢者等消費者被害防止ネットワークを設置しています。今後も定期的に会議を開催し、高齢者や障がい者に対する情報提供の充実・強化を図ります。	<p><市民課> なし</p> <p><市民相談課> なし</p> <p><生活福祉課> なし</p> <p><長寿支援課> なし</p> <p><障がい福祉課> なし</p>	<p><市民課> なし</p> <p><市民相談課> なし</p> <p><生活福祉課> なし</p> <p><長寿支援課> なし</p> <p><障がい福祉課> 消費者被害防止ネットワークで配布されたチラシを障がい者相談支援事業所にチラシを設置し、情報提供を行う。</p>	市民課 市民相談課 生活福祉課 長寿支援課 障がい福祉課
	高齢者や障がい者の財産等の保護	高齢者や障がい者の財産等の保護	判断能力が不十分で、消費者被害に遭う恐れがある高齢者や障がい者に対し、成年後見制度の利用に結びつけることで、高齢者や障がい者の財産を守ります。	<p><長寿支援課> 山形市成年後見制度利用支援事業</p> <p><障がい福祉課> 山形市障がい者に係る成年後見制度利用支援事業</p> <p><社会教育青少年課> 公民館事業</p>	<p><長寿支援課> 成年後見制度に基づき、判断能力が不十分な人で、身寄りがない、虐待を受けるなどの理由で、親族による成年後見人の審判の請求が期待できない方について、成年後見センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、市長が家庭裁判所に対し審判の請求を行う。</p> <p><障がい福祉課> 山形市成年後見センターに委託し、成年後見制度の相談を行う。また、成年後見制度が必要な人で、身寄りがない、虐待を受けるなどの理由で、親族による成年後見人の審判の請求が期待できない方について、成年後見センターをはじめとする関係機関と連携を図りながら、市長が家庭裁判所に対し審判の申立てを行う。</p> <p><社会教育青少年課> 公民館が地域包括支援センター、山形市社会福祉協議会と共催する事業において、高齢者の財産管理方法等の学習講座を実施する。 【令和5年度事業計画】 ①中央公民館 高齢者財産管理講座</p>	長寿支援課 障がい福祉課 社会教育青少年課

令和5年度消費者行政関連事業調査票②（令和5年度実施予定事業）

重点施策	施策の方向	区分	取組内容	令和5年度事業名等	令和5年度事業概要	調査対象課等
消費者による持続可能な社会への参画	持続可能な社会に向けた取組の推進	エシカル消費の普及啓発	学習指導要領に基づき、小・中学校で各教科や環境教育等において行われている、人や社会・環境に配慮した適切な消費行動についての学習と連携しながら、今後も推進を図ります。	各学校の主体的な教育活動への指導・支援（要請訪問・計画訪問）	各校の計画訪問や校内授業研究会の折に、消費者教育に関連する社会科や家庭科（中学校では技術・家庭科）において、子ども達が自立した消費者としての資質・能力を身に付ける教育が行われるように、指導主事が学習指導要領に基づいて指導・支援する。	学校教育課
		食育などの食生活の選択に関する取組の推進	「第2次山形市食育・地産地消推進計画」に沿った事業を実施することで、「食」を生み出す農林業の重要性や山形らしい食文化の理解促進、食による健康づくりなどの食育の推進を図ります。また、地元農畜産物の消費拡大による地域農業の活性化を図るため、地産地消活動を推進します。	食育・地産地消推進事業 ・学校給食における地産地消推進事業 ・食農教育事業（学校給食お話し会） ・市内産農産物PR事業（イベントや広報紙を利用） ・地産地消の店認定事業	「第3次山形市食育・地産地消推進計画」※に沿ったかたちで、健やかな心身を作るための食育の推進及び地産地消の推進と食文化の継承を図る事業を実施します。 ※令和5年度より「第2次計画」が「第3次計画」となった。	農政課
			学校給食における食育を推進します。	バイキング給食	主に卒業学年を対象に、生涯にわたって健康で充実した生活を送るための望ましい食習慣を身につけ、自己健康管理能力を養うことなどを目的とし実施する。	学校給食センター
			栄養相談や健康栄養講座をとおして、食育に関する正しい知識を普及し、健康な食生活を実践することができるよう取り組んでいきます。	食育事業 食生活改善推進員養成・育成事業等	栄養相談や健康栄養講座をとおして、食育に関する正しい知識を普及し、健康な食生活を実践することができるよう取り組んでいきます。	健康増進課
	環境の保全に向けた取組の推進	脱炭素社会の実現や循環型社会の形成に向けた、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用及び資源の循環的な利用の推進	省エネ性能の優れた製品に関する情報の提供や日常生活における省エネ行動の実践を呼びかけます。	<環境課> 省エネルギー・地球温暖化対策事業 ・省エネ行動等について広報誌に掲載し紹介 ・地球温暖化防止活動協賛事業所に対する省エネや地球温暖化防止に関する情報の提供 ・太陽光発電設備情報について広報紙やホームページ等で紹介 ・「脱炭素社会実現普及・啓発事業」を通じた、省エネや地球温暖化防止に繋がる取り組みの普及啓発 <ごみ減量推進課> なし	<環境課> ・広報紙やホームページの活用の他に、ラジオの広報番組で、季節に合った家庭等で取り組むことのできる省エネ行動を紹介する。 ・「脱炭素社会実現普及・啓発事業」において、市内のNPOや各種団体と連携し、省エネ行動の呼びかけや省エネ機器への買い替えの促進、エコ住宅の普及推進に関する事業を通年で実施する。 ・テレビの広報番組で「脱炭素社会実現普及・啓発事業」の取組みについて紹介するほか、フェイスブックの活用、ウィンドウディスプレイ展示などを行い、啓発に努める。 ・太陽光発電設備については、設置者へのアンケートをもとに、設置に掛かる費用や発電量などの情報をホームページに掲載する。 ・地球温暖化防止活動協賛事業所として登録されている市内の約160事業所に対し、省エネや地球温暖化防止に関する情報をメール等で提供する。 <ごみ減量推進課> なし	環境課 ごみ減量推進課
	ごみ減量とリサイクルの推進	消費者、販売業者、行政との協調により、ワンウェイ容器、過剰包装の抑制を促進し、買い物袋持参運動の拡大・定着を図ります。	市民団体と連携した食品トレーや雑がみ等リサイクルキャンペーンの実施	市民団体と連携し、食品トレーや雑がみ等のリサイクル推進を目的とした、キャンペーンを実施する。	ごみ減量推進課	

令和5年度消費者行政関連事業調査票②（令和5年度実施予定事業）

重点 施策	施策の 方向	区 分	取組内容	令和5年度 事業名等	令和5年度 事業概要	調査対象課 等
			地域における集団資源回収の一層の推進を図るとともに、食品トレーなどの店頭回収についても、各地域店舗への働きかけなどを図り、地域力を活かした回収方式の拡充を図ります。	・資源回収推進事業 ・生ごみやさいクル事業 ・市民団体と連携し食品トレーや雑がみ等リサイクルキャンペーンの実施	・市民主体のごみ減量運動である資源回収事業の推進を行う。 ・可燃ごみの約40%を占める、生ごみの減量のため、電気式（乾燥式）生ごみ処理機で生成された乾燥生ごみと地元産の新鮮野菜等を直売所等に持ち込んだ量に応じて交換できる生ごみやさいクル事業を実施する。 ・レジ袋削減の取組みをきっかけに構築された、市民・事業者・行政の連携の枠組みにより、食品トレーや雑がみ等のリサイクル推進を目的とした、キャンペーンを実施する。	ごみ減量推進課
			事業活動に伴って排出される事業系ごみについては、排出者責任の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を促進し、事業系ごみの減量・資源化を図ります。	・大規模建築物等事業所に対し義務付けている「事業系廃棄物減量等計画書」の提出 ・事業系一般廃棄物の減量・資源化の広報	大規模建築物等の管理者に対し提出を義務付けている「事業系廃棄物減量等計画書」により、計画的な排出抑制対策を講ずるよう啓発し、事業系ごみの排出抑制と資源化を促進する。また、制度をより効果的に運用するため、事業所訪問等による普及啓発を図る。	ごみ減量推進課
			「ごみ減量・もったいないねット山形」と連携しながら、市民、事業者、行政がともにごみ減量及び資源の再利用を推進します。	市民団体と連携した食品トレーや雑がみ等リサイクルキャンペーンの実施	市民団体と連携し、食品トレーや雑がみ等のリサイクル推進を目的とした、キャンペーンを実施する。	ごみ減量推進課
			市で不要になった備品を販売することによるリユース促進を図ります。	リユース促進事業	市で不要になった備品をリユースするために、メルカリShopsで販売する。	ごみ減量推進課
		廃棄物の 適正処理 の推進	市民・事業者・行政が連携し、さらなるごみの発生抑制、再使用、再資源化、適正処分に努めます。	市民団体と連携した食品トレーや雑がみ等リサイクルキャンペーンの実施	市民団体と連携し、食品トレーや雑がみ等のリサイクル推進を目的とした、キャンペーンを実施する。	ごみ減量推進課
	食品ロス 削減に向け た取組の 推進	食品ロス 削減に向け た取組の 推進	「30・10運動」の取組を継続していくとともに、家庭における食品ロス削減についても、市民団体と連携して取り組んでいきます。	市民団体と連携したごみ減量のための食品ロスの啓発の実施	市民団体と連携して、ごみ減量の食品ロスの啓発を行う。各種機会を活用して周知する。	ごみ減量推進課
			フードバンク活動団体と連携し、食品ロス削減に努めます。	フードバンク事業	フードバンク活動団体から無償提供された食品等を生活困窮者等に提供することで、食品ロス削減を図るとともに、一時的な生活維持のための支援を行う。	生活福祉課